

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.09

## ● 令和8年4月 駐車場手当を支給している交通用具（マイカーなど）通勤者の非課税限度額改正に追加対応

令和8年度税制改正により、通勤のために自動車等の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正されました。

本改正に関して、国税庁より「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公開されました。

これに伴い、当製品でも交通用具（マイカーなど）通勤者で、駐車場手当も支給している場合の非課税限度額について、具体的な計算方法に対応しました。

### 対応する計算方法

自動車等の交通用具を使用して通勤している場合に支給される通勤手当が、通勤距離に応じた非課税限度額を下回る場合の計算方法に対応しました。

### 計算例

- 片道距離：50km
- 通勤距離に応じた通勤手当：28,000円
- 駐車場等の料金相当額の通勤手当：8,000円
- 合計36,000円を支給する場合

以下のように非課税限度額が計算されます。

- ①通勤距離に応じた非課税限度額：32,300円（片道45km以上55km未満）
- ②1ヵ月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000円（1ヵ月当たりの料金8,000円が5,000円を超えるため、5,000円）
- ③非課税限度額：37,300円（32,300円+5,000円）

支給額36,000円は、非課税限度額37,300円を下回るため、支給する通勤手当が全額非課税となります。

#### 参考

今までは、通勤距離に応じた通勤手当の非課税額と駐車場等の料金相当額の非課税額をそれぞれで計算していました。

上記の計算例の場合

- ①通勤距離に応じた通勤手当の非課税額：28,000円
- ②駐車場等の料金相当額の非課税額：5,000円
- ③非課税通勤費：33,000円（28,000円+5,000円）

### 当製品での操作手順

当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

#### ◀ 関連メニュー ▶

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.08

令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応	2
令和8年4月 通勤手当の非課税限度額改正に対応	3

## ● 令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応

「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、令和8年4月分（5月納付分）より、従来の一般保険料および介護保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。  
当製品の変更箇所は、以下になります。

### [健康保険区分登録]メニュー

[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページの健康保険の保険料率に「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。

※[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの【健康保険内訳】の使用区分が「未使用」の場合でも、基本保険と特定保険の保険料率が表示されるようになりました。



基本設定		保険料率設定	
【健康保険】			
		被保険者負担	
健康保険		50.400	/ 1000
(基本保険)		33.050	/ 1000
(特定保険)		16.200	/ 1000
子育て支援金		1.150	/ 1000
介護保険		8.100	/ 1000
端数処理対象	1	健康保険+介護保険	
端数処理方法	3	協会管掌 (五捨六入)	

※上図は、管掌区分が「協会管掌」の場合の「東京都」の保険料率です。

### 参 考

健康保険組合にご加入の場合も、「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。各種管理資料で健康保険内訳（基本保険・特定保険・子育て支援金）を集計したい場合は、[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページでご加入の健康保険組合の各保険料率が正しいかを確認してください。

また、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューで【健康保険内訳】の使用区分に「使用」を選択すると、各メニューでも、子ども・子育て支援金（子育て支援金）について表示されるようになります。

### ◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニュー
- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [管理ツール]-[保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[全国健康保険協会]メニュー
- ・ [管理ツール]-[保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

### [社員情報登録]メニュー

[社員情報登録]メニューの[社保]ページに「（子育て支援金）」が表示されます。健保標準報酬月額に応じて、保険料が表示されます。

また、各管理資料でも、子ども・子育て支援金（子育て支援金）について集計ができます。

特技	賞罰	労契	健診	ストスチェック	休職	出向	出張	自己申告	面談	
給与支給	賞与支給	<b>社保</b>	労保	給与	就業	単価	年収	学歴	職歴	採用

  

健康保険		厚生年金保険	
被保険者整理番号	1234567	被保険者整理番号	1234567
介護保険区分	1 対象	種別	01 1:男子
健康賞与区分	1 計算する	厚生賞与区分	1 計算する
賞与取得年月日	年 4月 1日	賞与取得年月日	年 4月 1日
賞与喪失年月日	年 月 日	賞与喪失年月日	年 月 日
賞与喪失原因	00 対象外	賞与喪失原因	00 対象外
健康適用判定区分	1 判定する	厚生適用判定区分	1 判定する
介護適用判定区分	1 判定する	厚生年金基金	
健康標準報酬	0340 千円	加入員番号	
健康保険料	17,136	賞与取得年月日	年 月 日
(基本保険料)	11,237	賞与喪失年月日	年 月 日
(特定保険料)	5,508	賞与喪失原因	00 対象外
<b>(子育て支援金)</b>	<b>391</b>	厚生標準報酬	0340 千円
介護保険料	2,754	厚生年金保険	31,110
		厚生年金基金	0

これに伴い、汎用データの社員情報データ・社員情報予約データに項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
<b>【社会保険情報】</b>				
健康保険				
子育て支援金	ES0C047	6	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュー
- ・ [管理資料]-[社員個別資料]-[社員個別照会]メニュー
- ・ [管理資料]-[社員一覧資料]-[社員一覧照会]メニュー
- ・ [管理資料]-[社員一覧資料]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー（『給与奉行』をお使いの場合）

● 令和8年4月 通勤手当の非課税限度額改正に対応

※通勤手当・食事手当に関する取扱いについては、制度改正に向けた検討段階の内容を踏まえて記載しております。  
以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

○通勤距離が片道65km以上の給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、以下のように引き上げられました。

片道の通勤距離	1ヵ月あたりの非課税限度額	
	改正前	改正後
55km以上 65km未満	38,700円	同左
65km以上 75km未満		45,700円
75km以上 85km未満		52,700円
85km以上 95km未満		59,800円
95km以上		66,400円

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[通勤]ページの通勤手当3で、支給額と片道距離を入力すると非課税通勤費と課税通勤費が改正後の金額で判定されます。

○一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合の1ヵ月あたりの非課税限度額が、通勤距離に応じた通勤手当の非課税限度額に、駐車場代相当額（上限：月5,000円）を加算した金額となります。

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[通勤]ページに「支給額（駐車場等）」が追加されました。



人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.06

● 令和7年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.05

特定親族特別控除の創設に対応	2
労働条件通知書の休日欄の定例日の出力を改善	3

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

**参 考**

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

当製品では、[社員情報登録]メニューの[家族]ページが変更されます（令和8年1月以後）。

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの[家族]ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は「特定親族」欄に人数が加算されます。

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

**注 意**

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データに項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 労働条件通知書の休日欄の定例日の出力を改善

今までは、[労働契約登録]メニューの[休日・休暇]ページで「国民の祝日」にチェックを付けた場合で、[労働条件通知書 - 印刷条件設定]画面の[印刷項目設定]ページの印刷形式に「A4形式(2枚)」や「A3形式(1枚)」を選択した場合は、労働条件通知書の休日欄の「国民の祝日」が丸で囲まれていました。

今回から、他の定例日とあわせて丸囲みを外しました。

変更前

休 日	・ 定例日：毎週 土・日 曜日、 <b>国民の祝日</b> 、その他(12/30～1/3)
	・ 非定例日：☉・月 当たり 1 日、その他(12/30～1/3)
	・ 1年単位の变形労働時間制の場合 - 年間 120 日
	(勤務日) 毎週(月・火・水・木・金)、その他(3月・9月の第一土曜日)

○詳細は、就業規則 第 4 条～第 5 条、第 6 条～第 8 条

変更後

休 日	・ 定例日：毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他(12/30～1/3)
	・ 非定例日：☉・月 当たり 1 日、その他(12/30～1/3)
	・ 1年単位の变形労働時間制の場合 - 年間 120 日
	(勤務日) 毎週(月・火・水・木・金)、その他(3月・9月の第一土曜日)

○詳細は、就業規則 第 4 条～第 5 条、第 6 条～第 8 条

《 関連メニュー 》

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[労働契約登録]メニュー
- ・ [規定文書]-[通知書]-[労働条件通知書]メニュー

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.04

Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応	2
育児時短就業給付金の支給申請書と賃金証明書に記載する給与データをアップロード可能 ＜『奉行Edge 労務管理電子化クラウド』をお使いの場合＞ ＜『給与奉行』をお使いの場合＞	2

- Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

◀ 関連メニュー ▶

[管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

- 育児時短就業給付金の支給申請書と賃金証明書に記載する給与データをアップロード可能

<『奉行Edge 労務管理電子化クラウド』をお使いの場合>

<『給与奉行』をお使いの場合>

[社員情報]-[労務管理電子化クラウド連携]-[離職証明書／賃金証明書アップロード]メニューで、育児時短就業給付金の支給申請書と賃金証明書に記載する給与データをアップロードできるようになりました。

[離職証明書／賃金証明書アップロード - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、アップロード対象に「育児時短就業給付金支給申請書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」を選択し、『労務管理電子化クラウド』へ給与データをアップロードします。

これに伴い、アップロード対象の「（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書・六十歳到達時等賃金月額証明書」と「（２回目以降）高年齢雇用継続給付支給申請書」の選択肢が、「高年齢雇用継続給付支給申請書・六十歳到達時等賃金月額証明書」として１つにまとめられました。高年齢雇用継続給付申請に記載する給与データをアップロードする場合は、初回申請時でも２回目以降申請時でも「高年齢雇用継続給付支給申請書・六十歳到達時等賃金月額証明書」を選択してアップロードしてください。

《 関連メニュー 》

[社員情報]-[労務管理電子化クラウド連携]-[離職証明書／賃金証明書アップロード]メニュー

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.03

## 目次

---

受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上 〈『給与奉行』をお使いの場合〉	2
---	---

● **受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上**  
**<「給与奉行」をお使いの場合>**

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・ 受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・ 氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・ 今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

**<< 関連メニュー >>**

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]  
メニュー

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.02

[社員情報登録]メニューの項目名を変更	2
---------------------	---

● [社員情報登録]メニューの項目名を変更

[社員情報登録]メニューの[社保]ページの「健保証番号」と「厚生整理番号」の項目名が、「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されます。

変更前



変更後



また、社員情報の項目名が変更されることに伴い、汎用データの社員情報データ・社員情報予約データの項目名が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
<b>【社会保険情報】</b>				
<b>健康保険</b>				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
<b>厚生年金保険</b>				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

<< 関連メニュー >>

- ・ [社員情報] - [社員情報登録] - [社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理] - [汎用データ作成] - [社員情報データ作成] - [社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理] - [汎用データ受入] - [社員情報データ受入] - [社員情報データ受入]メニュー

人事奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.01

## 目次

---

介護休業手続に必要な賃金月額証明書に記載する給与データをアップロード可能 ＜『奉行Edge 労務管理電子化クラウド』をお使いの場合＞ ＜『給与奉行』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	2

- 介護休業手続に必要な賃金月額証明書に記載する給与データをアップロード可能

＜『奉行Edge 労務管理電子化クラウド』をお使いの場合＞

＜『給与奉行』をお使いの場合＞

[社員情報]-[労務管理電子化クラウド連携]-[離職証明書／賃金証明書アップロード]メニューで、介護休業手続に必要な賃金月額証明書に記載する給与データをアップロードできるようになりました。

[離職証明書／賃金証明書アップロード - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、アップロード対象に「休業開始時賃金月額証明書」を選択し、『奉行Edge 労務管理電子化クラウド』へ給与データをアップロードします。

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点